

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月12日
【四半期会計期間】	第94期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社TBSホールディングス (旧会社名 株式会社東京放送ホールディングス)
【英訳名】	TBS HOLDINGS, INC. (旧英訳名 TOKYO BROADCASTING SYSTEM HOLDINGS, INC.) (注)2020年6月26日開催の第93期定時株主総会の決議により、2020年10月 1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 卓
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03(3746)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務戦略局長 小杉 尚
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03(3746)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務戦略局長 小杉 尚
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第93期 第2四半期 連結累計期間	第94期 第2四半期 連結累計期間	第93期
会計期間	自2019年4月1日 至2019年9月30日	自2020年4月1日 至2020年9月30日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
売上高 (百万円)	176,880	149,388	356,796
経常利益 (百万円)	11,880	9,764	21,274
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	6,737	5,944	30,174
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	33,053	83,189	3,068
純資産額 (百万円)	630,091	669,729	591,931
総資産額 (百万円)	826,443	887,670	783,024
1株当たり四半期(当期)純利 益 (円)	38.65	34.78	173.28
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	74.2	73.9	73.9
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	10,196	5,776	21,406
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	15,023	9,136	5,962
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	4,979	523	14,202
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	62,254	82,240	85,059

回次	第93期 第2四半期 連結会計期間	第94期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自2019年7月1日 至2019年9月30日	自2020年7月1日 至2020年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	1.34	6.99

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（2020年4月1日～2020年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化し、政府の緊急事態宣言解除後は個人消費や輸出に一部持ち直しの動きもみられるものの、依然として厳しい状況が続いております。

こうした環境下、テレビ広告市況でも多くの業種で景況が悪化しており、スポット広告費の関東地区投下量は前年同期比30%減と大変厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の下、当第2四半期連結累計期間における当社グループの連結売上高は、タイム・スポット収入の大幅な減収、またイベントの中止、延期、入場制限による規模縮小などにより、1,493億8千8百万円（前年同期比15.5%減）となりました。

売上原価と販売費及び一般管理費を合わせた営業費用は、番組制作費や広告代理店手数料の減少などにより、1,448億6千5百万円（前年同期比14.8%減）となりました。

この結果、営業利益は45億2千2百万円（前年同期比33.5%減）、経常利益は97億6千4百万円（同17.8%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は59億4千4百万円（同11.8%減）となりました。

メディア・コンテンツ事業セグメント

メディア・コンテンツ事業セグメントの当第2四半期連結累計期間の売上高は1,157億7千8百万円（前年同期比12.2%減）、営業利益は2億4千万円（同60.4%減）となりました。

㈱TBSテレビのテレビ部門の当第2四半期連結累計期間の売上高につきましては、135億6千8百万円減収の749億8百万円（前年同期比15.3%減）となりました。このうちタイム収入が383億3千3百万円（前年同期比9.5%減）、スポット収入が280億1千9百万円（同27.7%減）、国内番販や無料動画配信での広告収入を含むコンテンツ収入が66億5千7百万円（同27.4%増）となりました。タイム収入については、「マスターズ」をはじめとするスポーツイベントが延期・中止となったことや、前年の「世界陸上2019 ドーハ」の反動に加え、レギュラーセールスも低調に推移したことにより減収となりました。スポットセールスについては、5局シェアは0.7ポイント改善しましたが、広告主による関東地区投下量の前年同期比30.0%減が大きく影響し、大幅な減収となりました。コンテンツ収入については、新作ドラマの高視聴率を背景に、無料動画配信の収入が伸びたことや、巣ごもり需要によりParaviなどSVOD配信収入が伸びたことで大幅な増収となりました。

㈱TBSテレビの事業部門の当第2四半期連結累計期間の売上高につきましては、32億8千2百万円減収の89億7千2百万円（前年同期比26.8%減）となりました。

催事・興行では、イベント自粛要請により公演中止が相次ぎ、映画事業においても新作映画の公開を延期、自粛要請緩和後の8月から公開を再開したものの、大幅な減収となりました。海外事業では、市況の改善の動きが一部でみられるものの、依然として厳しい市況が続いており、新作ドラマの供給不足なども加わり、減収となりました。メディア事業は、CS事業が堅調に推移し増収となりました。また、ライセンス事業も、ショッピング番組が好調であったことに加え、DVDの販売やヒットドラマの関連商品の売り上げが貢献し、増収となりました。

㈱BS-TBSの当第2四半期連結累計期間の売上高につきましては野球・ゴルフ中継などのスポーツ番組の休止によるタイム収入の減収が大きく、10億2千万円減収の75億7千6百万円（前年同期比11.9%減）となりました。

㈱TBSラジオの当第2四半期連結累計期間の売上高につきましては、厳しいラジオ広告市況の中、イベント開催の自粛の影響を受け、7億7千4百万円減収の39億8千6百万円（前年同期比16.3%減）となりました。

費用面において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う番組収録の中止や延期による制作費の大幅な減少に加え、事業部門もイベント・公演中止により費用が減少しました。以上の結果、同セグメントにおける営業利益は3億6千7百万円減益となる2億4千万円（前年同期比60.4%減）となりました。

ライフスタイル事業セグメント

ライフスタイル事業セグメントの当第2四半期連結累計期間の売上高は、257億1千1百万円（前年同期比29.9%減）、営業利益は1億3千4百万円（同93.5%減）となりました。

㈱スタイリングライフ・ホールディングスは、政府による緊急事態宣言解除後から徐々に売上が回復傾向にある中で、コスト削減の徹底による費用圧縮に努めましたが、中核の小売事業「プラザスタイルカンパニー」において店舗中心に厳しい状況が続いていること、さらに化粧品事業「BCLカンパニー」においてインパウンド売上が激減したことにより、減収減益となりました。

不動産・その他事業セグメント

不動産・その他事業セグメントの当第2四半期連結累計期間の売上高は78億9千7百万円（前年同期比4.9%減）、営業利益は41億4千6百万円（同0.3%増）となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う赤坂Bizタワーの稼働低下により減収となりましたが、費用抑制もあり小幅な増益となりました。

当社グループの財政状態は次のとおりです。

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は8,876億7千万円で、前連結会計年度末に比べて1,046億4千5百万円の増加となりました。現金及び預金が配当金の支払いや有形固定資産の取得等により44億1千9百万円減少、受取手形及び売掛金が57億8千6百万円減少した一方、保有する株式の含み益の増加等により投資有価証券が1,176億5千3百万円増加したこと等によります。

（負債）

負債合計は2,179億4千1百万円で、前連結会計年度末に比べて268億4千7百万円の増加となりました。保有する株式の時価の上昇に伴い繰延税金負債が381億2千6百万円増加、長期借入金が64億円増加した一方、未払金が70億6千2百万円減少、未払法人税等が67億2千3百万円減少したこと等によります。

（純資産）

純資産合計は6,697億2千9百万円で、前連結会計年度末に比べて777億9千8百万円の増加となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益の計上や配当金の支払い等により利益剰余金が差し引き30億5百万円増加、その他有価証券評価差額金が772億5百万円増加した一方、自己株式の取得に伴い自己株式が24億2千3百万円増加したこと等によります。

この結果、自己資本比率は73.9%、1株当たりの純資産は3,842円13銭となっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は822億4千万円で、前連結会計年度末に比べて28億1千9百万円減少しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、57億7千6百万円の収入になりました（前年同期は101億9千6百万円の収入）。主な増額要因は、税金等調整前四半期純利益87億9千1百万円、減価償却費71億6千8百万円、売上債権の減少額57億8千6百万円等、一方、主な減額要因は、たな卸資産の増加額2億円、仕入債務の減少額29億9千7百万円、法人税等の支払額90億4百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、91億3千6百万円の支出となりました（前年同期は150億2千3百万円の支出）。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出68億2千6百万円、関係会社株式の取得による支出24億7千3百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、5億2千3百万円の収入となりました（前年同期は49億7千9百万円の支出）。主な内訳は、長期借入れによる収入70億円、自己株式取得による支出26億4百万円、配当金の支払額29億2千9百万円等であります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

[会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針]

当社は、2007年2月28日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）を整備しましたが、当社グループの新たな中期経営計画「グループ中期経営計画2020」の策定と実行に伴い、2018年4月3日の同取締役会において、当該中期経営計画に関わる部分について、以下のとおり改定を行いました。

イ 基本方針の内容

当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、高い公共的使命を与えられている企業であります。その企業としての性格は、当社が制定した「TBSグループ行動憲章」に、「私たちは、表現の自由を貫き、公平・公正・正確な情報の発信に努め、報道機関としての使命を果たします。」、「私たちは、社会とのつながりや自然との共生を大切に考え、持続可能な社会と、よりよい地球環境の実現に努めます。」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されることなく社会のライフラインの機能を果たすべき放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、社会的に重大な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、番組制作・企画開発力とその質の一層の向上を問われております。

これらの社会的使命、社会的役割を実現し、放送事業としての競争力の鍵である番組制作・企画開発力とその質を絶えず向上させていくうえで、従業員や関係職員等当社並びに当社の子会社及び関連会社が有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのは勿論のこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期の信頼関係も、経営資源として極めて重要な役割を果たしており、これらは当社の企業価値の源泉を構成するものにほかなりません。

したがって、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

もとより、当社は、上場企業として、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化に資する形で当社株式の大量取得行為が行われることや当該行為に向けた提案がなされることを否定するものではありません。しかしながら、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、上記のような当社の企業価値の源泉とその中長期的な強化の必要性についての認識を共有せず、上述した当社の企業価値を生み出す源泉を中長期的に見て毀損するおそれがある場合、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化に反する結果につながりかねないものと考えられます。

以上のような観点から、当社といたしましては、放送法及び電波法の趣旨にも鑑み、特定の者またはグループ（及びこれらと所定の関係を有する者）が当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により（かかる場合における特定の者またはグループ及びこれらと所定の関係を有する者を併せて以下「買収者等」といいます）、上述したような当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化が阻害されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保及びその最大化に向けた相当な措置を講じることとしています。

なお、認定放送持株会社制度は、放送事業者にも持株会社制度の利用を認めることにより、マスメディア集中排除原則の趣旨を維持しつつ、放送事業者の経営のより一層の効率化を可能にする新たな経営基盤を提供するものですが、放送の多元性・多様性及び地域性を確保する趣旨から、法律上議決権比率が33%を超える株主に関しては当該超過分の議決権の保有が制限されており、当社の株主の皆様につきましても、当社が認定放送持株会社に移行いたしました結果、かかる制限が既に適用されております。

しかしながら、当社は、認定放送持株会社への移行後も、従前同様、放送の不偏不党を堅持しながら、分野に応じて最適な業務提携先と最適な提携を実現し、全体として多彩な業務提携先との間で全方位の関係を構築する、いわゆる全方位型業務提携を提携方針としておりますところ、この観点からは、持株比率が20%を超える株主が出現することは、これにより上記提携方針を維持した場合を上回る利益が見込まれる場合でない限り、依然として当社の企業価値、株主の皆様共同の利益にとって好ましくない事態であると考えられます。かかる趣旨から、当社といたしましては、認定放送持株会社への移行による議決権保有制限制度の適用に拘わらず、今後も、基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを維持することとし、また、この度、当社グループの新しい中期経営計画として、2018年2月8日に「グループ中期経営計画2020」を策定し、その実現に取り組んでまいります。

ロ 「グループ中期経営計画2020」の実行による企業価値向上及び株主共同の利益最大化に向けた取組み

当社グループは、今後とも、テレビ・ラジオの放送を通じて国民の知る権利に奉仕し、広く愛される良質な娯楽を提供していく所存です。その一方、デジタル・コンテンツ・ビジネスのリーディングカンパニーとしてさらなる飛躍を目指すため、当社グループの中期経営計画「V!up」プランを策定して、2006年度よりその遂行に取り組み、2014年度に至る上記中期経営計画を「グループ経営計画2014」として改定して遂行し、デジタルデバイスの発展・進化や、経済環境の変化を受けて、2013年5月10日に「グループ中期経営計画2015」を策定し、2016年5月11日には、これを引き継ぐ形で「グループ中期経営計画2018」を策定しました。さらに、放送と通信の融合の時代、ポスト2020年東京オリンピック・パラリンピックの時代を見据え、TBSグループの基盤を一層強化するため、2018年2月8日に「グループ中期経営計画2020」を策定しております。

当社グループは、「グループ中期経営計画2020」の遂行を通じて、「TBSテレビの競争力向上、最強・最良コンテンツを創出」、「TBSシナジーを生む総合メディアの多様化と挑戦」、及び「TBSグループが果たすべき社会的責任の遂行」という3つのアプローチによって、放送と通信の融合の時代、また、ポスト2020年東京オリンピック・パラリンピックの時代を見据えた、当社グループならではの「TBSクオリティ」の確立を目指し、もって当社及び当社グループの企業価値と株主の皆様共同の利益の最大化を目指すとともに、株主の皆様の負託に応えてまいりたい所存です。

ハ 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みの概要

当社は、2007年2月28日開催の当社取締役会の決議により、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2005年5月18日付けで公表いたしました「当社株式にかかる買収提案への対応方針」について、その実質を維持しつつ株主の皆様の意思をさらに重視する形で改定（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます）を行い、2007年6月28日開催の当社第80期定時株主総会（以下「2007年総会決議」といいます）において、本プランとその継続につき、同総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によるご賛同をもって株主の皆様のご承認をいただいております。本プランにつきましては、その後、当社が2009年4月1日付けで認定放送持株会社に移行したこと、さらには会社法及び金融商品取引法の改正及び施行等の法的環境の変化を踏まえ、当社企業価値評価特別委員会（以下「特別委員会」といいます）の現任委員全員の同意を得て、2007年総会決議の枠内で、本プランについて所要の最小限の範囲で一部修正を行っております。現行の本プランの内容は以下のとおりです。

1. 本プランの概要

(a) 本プランの発動にかかる手続

()本プランの手続の対象となる行為

当社は、以下の ないし のいずれかに該当する行為（以下「大規模買付行為等」といいます）が行われた場合を本プランの適用対象とし、これらの行為を行う方針を有する者（当該方針を有するものと当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認をした場合を除きます）が現れた場合に、本プランに定めた手続を開始するものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置の内容は、下記()のとおりですが、本プランは、上記の方針を有する者が現れた場合に当然にかかる対応措置を発動するものではなく、当該者に対してかかる対応措置を発動するかどうかは、あくまで下記()、()及び()ないし()の手続に従って決せられることとなります。

当社が発行者である株券等についての、買付け等の後における公開買付者グループの株券等所有割合の合計が20%以上となることを目的とする公開買付け

当社が発行者である株券等についての、大規模買付者グループの、買付け等の後における株券等保有割合が20%以上となるような買付け等

当社が発行者である株券等についての公開買付けまたは買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計が20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

以下、公開買付者グループ及び大規模買付者グループと、上記 において定める「他の株主」とを併せて、「買収者グループ」といいます。

()買収者グループに対する情報提供の要求等

大規模買付行為等を行う買収者グループは、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、当該大規模買付行為等の開始または実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）とそれらに加えて、取締役会評価期間（下記()に定義されます）及び当該期間における検討の結果下記()に

従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間において当社株券等の買付け等を行わないこと、並びに本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出していただきます。

特別委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、同グループに対し、適宜回答期限（原則として60日といたします）を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。

買収者グループの概要

大規模買付行為等の目的、方法及び内容

大規模買付行為等を行うに際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡が存する場合にはその相手方名及びその概要、並びに当該意思連絡の具体的な態様及び内容

大規模買付行為等にかかる買付けの対価の算定根拠及びその算定経緯

大規模買付行為等にかかる買付けのための資金の裏付け

大規模買付行為等の完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び番組編成方針等その他大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、業務提携先その他の当社及び当社グループにかかる利害関係者の処遇方針

反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無及びこれらに対する対処方針

当社の認定放送持株会社としての、及びTBSテレビの放送事業者としての公共的使命に対する考え方

その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

() 取締役会及び特別委員会による検討等

当社取締役会及び特別委員会は、買収者グループが開示した大規模買付行為等の内容に応じた下記 またはの期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び買収者グループとの交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定いたします。

対価を現金のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間

上記 を除く大規模買付行為等が行われる場合：90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、買収者グループから提供された本必要情報にもとづき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、買収者グループの大規模買付行為等に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案及び買収者グループとの交渉を行うものいたします。

また、特別委員会も上記と並行して買収者グループからの提案等の評価及び検討等を行います。特別委員会がかかる評価及び検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得ることができるものいたします。なお、かかる費用は当社が負担するものいたします。

また、特別委員会は、買収者グループが本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始したものと認める場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて同グループと協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記()で定める所要の対応措置を発動することを勧告できるものいたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、特別委員会の上記勧告を最大限尊重のうえ、本新株予約権の無償割当て等の下記()で定める所要の対応措置を発動することといたします。

() 対応措置の具体的内容

当社が本プランにもとづき発動する大規模買付行為等に対する対応措置は、原則として、本新株予約権の無償割当てによるものいたします。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対応措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対応措置が用いられることもあるものいたします。

大規模買付行為等に対する対応措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、

例外事由該当事者（下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」の(c)において定義されます）による権利行使は認められないとの条件や、

新株予約権者が例外事由該当事者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当事者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当事者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権に

については、当社が適当と認める場合には、これを本新株予約権に代わる新たな新株予約権その他の財産と引換えに取得することができる旨を定めた条項)、または
当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに、例外事由該当事以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項

等、大規模買付行為等に対する対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあり得ます。

() 対応措置の不発動の勧告

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案内容の検討と、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、当社が定めるガイドラインに照らし、買収者グループが総体として濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の対応措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、特別委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものいたします。

() 株主総会の開催

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案の内容の検討、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により上記()の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施及びその取得条項の発動その他の対応措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものいたします。その場合、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを行うこと及びその取得条項の発動その他の対応措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものいたします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものいたします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものいたします。

() 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り特別委員会の勧告(上記()にもとづく対応措置発動の勧告または上記()にもとづく対応措置不発動の勧告)を最大限尊重し、または上記株主総会の決議に従って、本新株予約権の無償割当て及びその取得条項の発動その他の対応措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものいたします。

なお、買収者グループは、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等を実行してはならないものとさせていただきます。

(b) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、2019年4月以降最初に開催される定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされない限り、さらに3年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とされているものであります。

但し、本プランは、有効期間内であっても当社取締役会もしくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合または特別委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、その時点で廃止されるものいたします。

また、当社取締役会は、有効期間の満了前であっても、特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を得たうえで、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正または変更する場合があります。

2. 企業価値評価特別委員会の概要

特別委員会は、本プランにもとづき当社取締役会から諮問を受けた事項及びその他につき当社の企業価値最大化を実現する方策としての適性を検討し、その結果を勧告する当社取締役会の社外諮問機関であります。一方、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、対応方針にもとづく事前対応及び対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行うこととしております。また、当社監査役会は、当社取締役会及び特別委員会の判断過程を監督することとしております。

特別委員会は、当社またはTBSテレビ社外取締役のうちから1ないし2名、社外監査役のうちから1ないし2名、及び弁護士・会計士・投資銀行業務経験者・経営者としての実績や会社法に通じた学識経験者等社外の有識者から3ないし4名をもって構成することとしており、各委員の任期は2年です。

3. 本新株予約権の無償割当ての概要

(a) 割当対象株主

取締役会で定める基準日(上記「1. 本プランの概要」(a)()柱書所定の事由発生後の日とされます)における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除きます)1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以内で取締役会が定める数とします。

(c) 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において定めるものとします(なお、買収者グループに属する者であって取締役会が所定の手続に従って定めた者(以下「例外事由該当者」といいます)による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得ます)。

(d) 当社による新株予約権の取得

- () 当社は、取締役会において定める一定の事由が生じることまたは一定の日が到来することのいずれかを条件として、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を取締役会決議により付すことがあり得ます。
- () 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付するものとします。他方、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を交付するものとすることがあり得ます。
- () 上記()の取得条項にもとづく新株予約権の取得により、例外事由該当者に当たらない外国人等が当社の議決権の割合の20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の議決権の割合の20%以上に相当するものについては、株式に代えて上記新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を、それぞれの外国人等の持株割合に按分比例して交付するものとします。

二 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2005年5月18日開催の当社取締役会で決定した「当社株式にかかる買収提案への対応方針」につき、2007年2月28日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして新たに位置付けるとともに内容の一部改定を行い、2007年6月28日開催の当社第80期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいているものであり、2009年4月3日開催の当社取締役会の決議により行った所要の最小限の範囲での一部修正も、2007年総会決議の枠内にとどまるものですので、基本方針に沿うものと判断しております。

なお、本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」、並びに東京証券取引所が2006年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」及び同取引所の諸規則等に則り、株主の皆様の権利内容やその行使、当社株式が上場されている市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものであり、対応措置の発動に際しては、原則として株主総会を開催し株主の皆様の意思を確認するものであること、判断の公正性・客観性を担保するため、当社取締役会の諮問機関として、独立性の高い社外取締役及び社外監査役並びに社外有識者からなる特別委員会を設置し、対応措置の発動または不発動等の判断に際してはその勧告を得たうえでこれを最大限尊重すべきこととされているものであること、本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能となるよう手当てされていること等から、企業価値及び株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は8千7百万円です。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第2四半期連結会計期間末における当社グループの有利子負債は、長期借入82億円（1年内返済予定分を含み、リース債務除く）となっております。

また、当社グループは、運転資金の機動的な確保を目的として、当第2四半期連結会計期間末において、複数の金融機関との間で合計110億円のコミットメントライン契約を締結しております（借入実行残高なし、借入未実行残高110億円）。

このほか、資金の効率化を図るため、売掛債権の一部流動化を実施しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2020年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	174,709,837	174,709,837	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	174,709,837	174,709,837	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年7月1日~ 2020年9月30日	-	174,709,837	-	54,986	-	55,026

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	20,695	12.11
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12	13,506	7.90
株式会社MBSメディアホール ディングス	大阪府大阪市北区茶屋町17-1	8,848	5.18
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町2丁目1-1	5,713	3.34
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	5,713	3.34
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 (東京都港区浜松町2丁目11-3)	5,006	2.93
パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地	4,423	2.58
三井物産株式会社 (常任代理人 株式会社日本カ ストディ銀行)	東京都千代田区大手町1丁目2-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	4,288	2.51
株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田3丁目23-23	4,190	2.45
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	3,775	2.21
計	-	76,159	44.58

(注) 上記銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式を以下のとおり含んでおります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	20,695千株
株式会社日本カストディ銀行	13,506千株

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,898,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 170,729,000	1,707,290	-
単元未満株式	普通株式 82,237	-	-
発行済株式総数	174,709,837	-	-
総株主の議決権	-	1,707,290	-

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(株)東京放送ホールディングス(注)	東京都港区赤坂 5丁目3-6	3,898,600	-	3,898,600	2.23
計	-	3,898,600	-	3,898,600	2.23

(注)(株)東京放送ホールディングスは、2020年10月1日付で(株)TBSホールディングスに商号変更しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	85,419	81,000
受取手形及び売掛金	41,476	35,689
有価証券	800	1,300
商品及び製品	8,518	8,047
番組及び仕掛品	6,176	6,825
原材料及び貯蔵品	657	679
前払費用	11,344	12,218
その他	4,512	5,029
貸倒引当金	104	113
流動資産合計	158,800	150,677
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	210,284	210,361
減価償却累計額	119,055	121,612
建物及び構築物(純額)	91,229	88,748
機械装置及び運搬具	81,473	80,013
減価償却累計額	71,416	71,128
機械装置及び運搬具(純額)	10,056	8,885
工具、器具及び備品	31,768	32,366
減価償却累計額	29,367	29,848
工具、器具及び備品(純額)	2,400	2,518
土地	96,820	96,798
リース資産	4,454	3,535
減価償却累計額	2,884	1,980
リース資産(純額)	1,569	1,554
建設仮勘定	8,592	8,053
有形固定資産合計	210,669	206,558
無形固定資産		
ソフトウェア	5,321	5,156
のれん	13,205	12,307
リース資産	5	2
その他	1,494	1,776
無形固定資産合計	20,027	19,242
投資その他の資産		
投資有価証券	379,820	497,473
長期貸付金	198	198
繰延税金資産	2,108	2,174
長期前払費用	236	149
その他	11,331	11,359
貸倒引当金	167	163
投資その他の資産合計	393,527	511,192
固定資産合計	624,223	736,992
資産合計	783,024	887,670

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	38,479	35,481
1年内返済予定の長期借入金	1,200	1,200
未払金	15,510	8,448
未払法人税等	9,001	2,278
未払消費税等	2,191	2,079
未払費用	1,602	1,541
賞与引当金	4,365	4,054
役員賞与引当金	80	26
その他の引当金	330	336
その他	8,259	8,232
流動負債合計	81,021	63,679
固定負債		
長期借入金	600	7,000
環境対策引当金	121	63
退職給付に係る負債	15,625	15,367
リース債務	736	697
繰延税金負債	77,342	115,468
その他	15,646	15,664
固定負債合計	110,072	154,261
負債合計	191,093	217,941
純資産の部		
株主資本		
資本金	54,986	54,986
資本剰余金	47,474	47,473
利益剰余金	306,150	309,156
自己株式	3,952	6,375
株主資本合計	404,659	405,241
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	173,905	251,110
繰延ヘッジ損益	26	3
為替換算調整勘定	17	40
退職給付に係る調整累計額	211	195
その他の包括利益累計額合計	173,701	250,878
非支配株主持分	13,569	13,609
純資産合計	591,931	669,729
負債純資産合計	783,024	887,670

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	176,880	149,388
売上原価	122,824	105,580
売上総利益	54,055	43,807
販売費及び一般管理費	1 47,250	1 39,285
営業利益	6,804	4,522
営業外収益		
受取利息	9	7
受取配当金	4,809	4,521
持分法による投資利益	-	747
その他	842	287
営業外収益合計	5,661	5,564
営業外費用		
支払利息	12	31
持分法による投資損失	274	-
固定資産除却損	50	93
固定資産圧縮損	-	21
その他	248	174
営業外費用合計	585	322
経常利益	11,880	9,764
特別利益		
雇用調整助成金	-	2 704
固定資産売却益	-	152
特別利益合計	-	857
特別損失		
感染症拡大に伴う損失	-	3 1,417
減損損失	65	183
投資有価証券評価損	171	157
組織再編関連費用	-	72
特別損失合計	236	1,830
税金等調整前四半期純利益	11,643	8,791
法人税、住民税及び事業税	3,584	2,458
法人税等調整額	673	323
法人税等合計	4,258	2,782
四半期純利益	7,385	6,008
非支配株主に帰属する四半期純利益	647	64
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,737	5,944

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
四半期純利益	7,385	6,008
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25,766	77,200
繰延ヘッジ損益	7	13
為替換算調整勘定	21	22
退職給付に係る調整額	40	20
持分法適用会社に対する持分相当額	29	4
その他の包括利益合計	25,667	77,180
四半期包括利益	33,053	83,189
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	32,401	83,120
非支配株主に係る四半期包括利益	651	69

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	11,643	8,791
減価償却費	7,276	7,168
長期前払費用償却額	20	25
減損損失	65	183
のれん償却額	898	898
投資有価証券評価損益(は益)	171	157
賞与引当金の増減額(は減少)	603	310
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	340	225
固定資産売却損益(は益)	-	152
固定資産除却損	50	93
貸倒引当金の増減額(は減少)	105	4
受取利息及び受取配当金	4,818	4,529
支払利息	12	31
持分法による投資損益(は益)	274	747
売上債権の増減額(は増加)	4,109	5,786
たな卸資産の増減額(は増加)	1,786	200
前払費用の増減額(は増加)	656	837
仕入債務の増減額(は減少)	2,027	2,997
その他	2,677	3,939
小計	12,818	9,199
利息及び配当金の受取額	5,182	4,892
利息の支払額	12	31
法人税等の還付額	47	720
法人税等の支払額	7,839	9,004
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,196	5,776
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	12,839	6,826
有形固定資産の売却による収入	8	175
無形固定資産の取得による支出	871	1,265
関係会社株式の取得による支出	1,310	2,473
その他	9	1,254
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,023	9,136
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	7,000
長期借入金の返済による支出	600	600
自己株式の取得による支出	1,001	2,604
配当金の支払額	2,970	2,929
非支配株主への配当金の支払額	217	29
その他	190	312
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,979	523
現金及び現金同等物に係る換算差額	43	16
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	9,849	2,819
現金及び現金同等物の期首残高	72,033	85,059
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	70	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	62,254	82,240

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、通販や動画配信などの巣ごもり需要の増加や費用削減による増益効果が生じたものの、企業の広告出稿が大幅に減少したことで、当社グループの活動に重要な影響が生じております。

当連結会計年度の第1四半期報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について、重要な変更はありません。

なお、当社グループは、四半期連結財務諸表作成時点で入手可能な情報に基づいて会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルスによる経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、当連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

保証債務

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
従業員の住宅ローン	799百万円	715百万円

2. 当社グループは、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結しております。契約極度額及び借入実行残高は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
契約極度額	3,000百万円	11,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	3,000	11,000

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主な内容

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
人件費	9,731百万円	9,276百万円
代理店手数料	16,191	13,041
広告宣伝費	3,764	2,990
業務委託費	1,900	1,768
退職給付費用	527	655
減価償却費	780	779
賞与引当金繰入額	2,173	1,839
役員賞与引当金繰入額	39	26

2 雇用調整助成金

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金の特例措置の適用を受けたものであり、当該支給額を「雇用調整助成金」として特別利益に計上しております。

3 感染症拡大に伴う損失

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの要請や声明等を踏まえ、イベントの中止、店舗営業の自粛により発生した固定費(人件費・賃借費・減価償却費)等を「感染症拡大に伴う損失」として、特別損失に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金勘定	62,814百万円	81,000百万円
有価証券勘定	600	1,300
預入期間が3か月を超える定期預金	1,160	60
現金及び現金同等物	62,254	82,240

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,970	利益剰余金	17	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	2,264	利益剰余金	13	2019年9月30日	2019年12月4日

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,930	利益剰余金	17	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年11月5日 取締役会	普通株式	2,562	利益剰余金	15	2020年9月30日	2020年12月4日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	メディア・ コンテンツ事業	ライフ スタイル事業	不動産・ その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	131,920	36,659	8,300	176,880	-	176,880
セグメント間の内部売上 高又は振替高	78	0	2,609	2,688	2,688	-
計	131,999	36,660	10,909	179,569	2,688	176,880
セグメント利益	607	2,062	4,134	6,804	0	6,804

(注) 1. セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	メディア・ コンテンツ事業	ライフ スタイル事業	不動産・ その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	115,778	25,711	7,897	149,388	-	149,388
セグメント間の内部売上 高又は振替高	140	7	2,476	2,623	2,623	-
計	115,919	25,718	10,373	152,011	2,623	149,388
セグメント利益	240	134	4,146	4,521	0	4,522

(注) 1. セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	91,131	349,223	258,091
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	800	800	-
合計	91,931	350,023	258,091

(注) その他有価証券のうち非上場株式(連結貸借対照表計上額11,860百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当第2四半期連結会計期間(2020年9月30日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	91,132	464,169	373,037
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	1,300	1,300	-
合計	92,432	465,469	373,037

(注) その他有価証券のうち非上場株式(四半期連結貸借対照表計上額11,356百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり四半期純利益	38円65銭	34円78銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	6,737	5,944
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益(百万円)	6,737	5,944
普通株式の期中平均株式数(千株)	174,341	170,906

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、2020年10月1日開催の取締役会決議に基づき、安定的な運転資金の確保を目的として、株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケートローン契約を締結し、2020年10月13日に、金融機関22社からなるシンジケート団から借入を実行いたしました。本シンジケートローンの概要は以下の通りです。

(1) 組成金額

総額20,000百万円

(2) 借入実行日

2020年10月13日

(3) 返済期日

2023年10月13日(期日一括返済)

(4) 借入金利

基準金利 + スプレッド

(5) 担保提供資産又は保証の内容

該当なし

(6) その他重要な事項がある場合にはその内容

該当なし

2【その他】

2020年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・2,562百万円
- (ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・15円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・2020年12月4日

(注) 2020年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月12日

株式会社TBSホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 塚原 克哲 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 御厨 健太郎 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社TBSホールディングス（旧会社名 株式会社東京放送ホールディングス）の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TBSホールディングス（旧会社名 株式会社東京放送ホールディングス）及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認

められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。